

令和4年度(2022年度)

庁内環境活動実績報告書

令和5年度版

横須賀市

# 1 . 横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)

## ( 1 ) 横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)について

横須賀市環境マネジメントシステムとは、横須賀市が行うすべての事務事業の執行において、環境への配慮が当たり前になされている状態( = 環境文化の醸成)を実現するための、本市独自の環境マネジメントシステムのことです。Y E S(ワイ・イー・エス)といいます。

環境マネジメントシステムは、P D C Aサイクル(Plan: 計画-Do: 実施-Check: 点検-Act: 見直し)に基づき、組織が環境に与える有益な面、有害な面を体系的に管理するものです。

計画、実施、点検、見直しの一連の仕組みは、私たちが日常的に行っている業務活動の中での行動と同様であり、その中に環境活動を統合して実施できるため、継続的に環境活動に取り組むことができます。

Y E Sとは、“Yokosuka Environmental management System”の略称です。

### Y E Sの目的

- ・ 環境文化の醸成  
( = すべての事務・事業の執行において、日常的に環境への配慮がなされている状態)
- ・ 横須賀市役所すべての施設における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減
- ・ 職員一人一人の環境意識のさらなる向上

### Y E Sの特徴

- ・ 自己管理を基本とする仕組み
- ・ 簡素な仕組み

### Y E Sの取り組み

- ・ 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」市役所事務事業編に基づく温室効果ガス排出量の管理・削減
- ・ 各課等の本来業務における環境工夫の推進
- ・ 横須賀市グリーン購入基本方針等に基づくグリーン購入の推進
- ・ 環境法令等の遵守

### 取り組みの改善のための仕組み

- ・ 職員による内部環境監査の実施
- ・ 各種環境研修(各職場による一般研修等)
- ・ ホームページによる情報公開(各職場の取り組みや内部環境監査に関する記録)

### 推進体制

全部局・全職員で推進します。

## (2) 令和4年度YES実績

### 各課等の業務に即した環境工夫の推進

環境負荷を低減する観点から各職場の本来業務を見直し、各課等で業務に即した目標を設定し、取り組みました。

### 内部環境監査

令和6年3月に、ゼロカーボン推進担当課職員を監査チームとし、市長部局・上下水道局・教育委員会事務局を含むすべての部局に対する内部環境監査（書類監査）を行いました。

各部局がYESの趣旨を理解し、配慮行動や業務に即した環境工夫の取り組みが積極的に実践され、環境意識につながっていることが確認できました。

### 温室効果ガス排出量の管理・削減

令和4年3月には、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」を策定し、市役所事務事業編における温室効果ガス排出量を基準年度（平成25（2013）年度）比で42%削減することとしています。

計画初年度である令和4（2022）年度の事務事業からの温室効果ガス排出量（指定管理者施設を含む）は約81,270トンで、基準年度（平成25（2013）年度）比で12.5%削減しています。

#### 【市役所事務事業編における温室効果ガス排出量】

- ・ 計画期間：令和4（2022）年度～令和11（2029）年度
- ・ 基準年度：平成25（2013）年度
- ・ 削減目標：基準年度比42%削減
- ・ 実績：基準年度比12.5%削減

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」令和4年度年次報告書より抜粋

### グリーン購入の推進

本市は、平成14年4月1日に策定したグリーン購入基本方針及びグリーン購入調達方針に基づき、全庁的にグリーン購入に取り組んでいます。

令和4年度は、22分野285品目を対象とし、19分野99品目について取り組み結果を集計し、そのうち5分野が90%以上の調達率となりました。

### 環境法令等の遵守

各課から提出されるYES報告書において、各種環境基準値の遵守等が確実になされているか点検・評価を行いました。

## 2. グリーン購入について

グリーン購入とは、「購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること」を指します。

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会構造に根ざしており、これらの問題解決のためには、経済活動や日常生活における環境負荷の低減を図ることが重要となります。環境物品等への需要の転換を促進する必要があります。

横須賀市では、「横須賀市グリーン購入基本方針」を定め、平成14年度から全庁的にグリーン購入の取り組みを行っています。

### (1) 横須賀市グリーン購入基本方針（原文）

#### 目的

この基本方針は、横須賀市の事務・事業において必要となる物品等の調達に当たり、環境物品等の優先的な調達を図ることにより、環境負荷の低減ならびに循環型社会の形成を推進することを目的とする。

また、市がグリーン購入を率先して推進することにより、市民や事業者等のグリーン購入への取り組みの輪の広がりを期待するものである。

#### 定義

##### ・グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することをいう。

##### ・環境物品等

法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）をいう。

##### ・特定調達品目

市が重点的に調達を推進する環境物品等の種類で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に該当するものをいう。

##### ・判断基準

特定調達品目について、調達するための判断の基準をいう。

##### ・特定調達物品等

特定調達品目ごとに、判断基準に適合する環境物品等で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するものをいう。

##### ・配慮事項

特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項をいう。

#### 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、出先機関等を含む本市の全組織とする。

## 基本的な考え方

- ・ 物品等の調達に当たっては、価格や品質等において、やむを得ない理由がある場合を除き、環境物品等を優先して選択するものとする。
- ・ 物品等の調達に当たっては、できる限り資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- ・ 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制するよう配慮する。
- ・ 調達した環境物品等は、できる限り長期使用及び適正使用に努め、廃棄の際には適切な分別・廃棄方法に配慮し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。

## 調達方針の策定

この基本方針に基づき、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を策定する。調達方針には、以下の事項を定める。

- ・ 当該年度における調達の目標
- ・ 判断基準及び配慮事項
- ・ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

## 推進体制

グリーン購入の推進を図るため、Y E S事務局において、調達方針の検討や実績の把握等を行う。

## 調達方針及び実績の公表

グリーン購入の取り組みについては、毎年度の調達方針及びその実績を市のホームページ等で公表する。

## 情報の提供

グリーン購入を推進するうえで必要な情報の収集及び全庁的な情報の共有化に努める。また、あわせて市民や事業者のグリーン購入の推進に資するため、情報の提供に努める。

(2) 令和4年度グリーン購入実績

令和4年度は、22分野285品目を対象とし、うち19分野99品目について集計しました。

分野	目標	調達率	調達できなかった理由等
1 紙類	100%	98.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様を満たす品物が見つからなかった</li> <li>・適合品が高価であったなどの理由により、調達できませんでした。</li> </ul>
2 文具類	100%	59.7%	
3 オフィス家具等	100%	42.9%	
4 画像機器等	100%	67.0%	
5 電子計算機等	100%	74.0%	
6 オフィス機器等	100%	96.6%	
7 携帯電話	100%	42.7%	
8 家電製品	100%	66.7%	
9 エアコンディショナー等	100%	調達なし	
10 照明	積極的調達に努める	34.0%	
11 自動車等	積極的調達に努める	98.2%	
12 制服・作業服等	100%	51.4%	
13 インテリア・寝装寝具	100%	100.0%	
14 作業手袋	100%	22.4%	
15 その他繊維製品	100%	21.2%	
16 設備	積極的調達に努める	11.1%	
17 公共工事	積極的調達に努める	100.0%	
18 役務	積極的調達に努める	72.7%	
19 ごみ袋等	積極的調達に努める	17.4%	

### 3. 省エネ法等に基づく実績報告(市長部局分)

省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）及び神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）において、横須賀市役所は、市長部局、教育委員会及び上下水道局の3事業者として指定を受け、各事業者単位で、各法令等の遵守事項が定められています。

市長部局における省エネ法等実績報告は、次のとおりです。

#### (1) 省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）

##### エネルギーの使用に係る原単位等の報告

- 令和4年度のエネルギーの使用量は原油換算で、14,578kL、エネルギーの使用に係る原単位<sup>1</sup>は0.0341kL/m<sup>2</sup>です。

1 市長部局分のエネルギーの使用に係る原単位は、エネルギーの使用量(原油換算値)を全施設の延床面積値で割って算出します。

- 前年度に比べて、エネルギーの使用量の原油換算値は8.8%増加、エネルギーの使用に係る原単位は5.6%増加しました。
- エネルギーの使用量が増加した主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた施設が令和4年度に入り再開され、イベントも増加したことによりエネルギーの使用量が前年度と比べると大幅に増加したためと考えられます。
- エネルギーの使用に係る原単位が増加した理由は、エネルギー使用量の増加の理由と同様の理由と考えられます。
- エネルギーの使用に係る原単位の、2018年度から2022年度の5年度間年平均原単位変化は0.7%の逡増となっています。増加理由は(1) のとおりです。

< エネルギーの使用に係る原単位(市長部局)比較表 >

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	5年度間 年平均原単位変化
エネルギーの 使用に係る原単位	0.03307 kL/m <sup>2</sup>	0.03353 kL/m <sup>2</sup>	0.02996 kL/m <sup>2</sup>	0.03221 kL/m <sup>2</sup>	0.034 kL/m <sup>2</sup>	
対前年度比		1.4%増	10.6%減	7.5%増	5.6%増	0.7%増

- 市民病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和4年度のエネルギーの使用量は原油換算で1,672 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.06382 kL/m<sup>2</sup>です。

前年度に比べて、エネルギーの使用量及び原単位は7.4%増加しました。

- その主な理由としては、夏季の平均気温上昇のため、空調機稼働時間・期間の延長や設定温度を低く設定したことや、感染対策による24時間換気を実施したことにより、エネルギーの使用量が増加したためと考えられます。

・うわまち病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和4年度エネルギーの使用量は原油換算で1,800 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.08223 kL/m<sup>2</sup>です。

前年度に比べて、エネルギーの使用量及び原単位は6.1%増加しました。

・その主な理由としては、建物老朽化による空調効率の悪化、新型コロナウイルス感染症の感染対策による防護具着用や換気に伴う空調利用の増加及び感染症対応に伴う発熱外来設置や院内クラスター対策として空調設備や大型換気設備を設置したこと等により、エネルギーの使用量が増加したためと考えられます。

#### 管理標準の整備

省エネ法で整備が義務付けられている管理標準を、一部の指定管理施設および無人施設等を除く市長部局の全施設について、整備しました。

### （2）温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

・令和4年度のエネルギー起源の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で、24,702 t-CO<sub>2</sub>です。前年度に比べて、1%減少しました。減少した理由は、再エネ電力を導入したことによるものと思われま

す。  
・エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス<sup>2</sup>については、ガスの種類ごとに3,000 t以上排出する場合報告する必要があります。令和4年度は非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量(44,657 t-CO<sub>2</sub>、前年度比43.4%増)のみ報告しました。

2 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素

・省エネ法のエネルギーの使用量（原油換算値）が増加しているのに対し、温対法の温室効果ガス排出量の対前年度比で減少しているのは、再エネ電力を導入したことによるものと思われま

### （3）神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）

#### 施設の温室効果ガス排出量

・令和4年度温室効果ガス排出量は、実排出量係数による二酸化炭素換算では24,700 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(令和元年度 26,700 t-CO<sub>2</sub>)に比べて、温室効果ガス排出量は、7.5%減少しました。調整後排出係数<sup>3</sup>による二酸化炭素換算では22,500 t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度(令和元年度 26,100 t-CO<sub>2</sub>)に比べて、温室効果ガス排出量は、13.8%減少しました。

3 調整後排出係数とは実排出係数から京都メカニズムクレジット等を考慮し調整した排出係数です。調整後温室効果ガス排出量の算定にはこちらを用います。

・神奈川県条例と温対法の温室効果ガス排出量が異なるのは、有効数字処理の有無によります。

温対法は有効数字処理が無いため、24,715 t-CO<sub>2</sub>となりますが、神奈川県条例では有効数字3桁処理を行うため、24,700 t-CO<sub>2</sub>となります。

#### 自動車の温室効果ガス排出量

- ・ 令和4年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で1,130 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(令和元年度 1,120 t-CO<sub>2</sub>)に比べて0.8%増加しました。
- ・ なお、事業活動温暖化対策計画書の最終年度(令和6年度)の削減目標値は、1,098t-CO<sub>2</sub>(実排出係数による値)であり、目標値達成するために、今後、さらなる電気自動車等の導入やエコドライブなどの環境配慮行動を実践していく必要があります。

令和4年度(2022年度)市内環境活動実績報告書

- 令和5年度版 -

発行年月 令和6年3月

編集・発行 横須賀市経営企画部ゼロカーボン推進担当課  
〒238-8550

横須賀市小川町11番地

電話 046(822)8524

E-mail [zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

HP <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/yes/tnkatsudo.html>